

伊勢崎市定住自立圏形成方針

伊勢崎市

目 次

伊勢崎市定住自立圏形成方針	1
(1) 生活機能強化に係る政策分野	
① 土地利用計画	
ア 土地利用計画に係る取組	2
② 医療	
ア 地域医療機能の高度化に係る取組	3
③ 教育	
ア 中等教育学校の充実に係る取組	4
イ 特別支援学校のセンター的機能の充実に係る取組	4
ウ 大学等高等教育機関との連携に係る取組	5
④ 工業	
ア 企業誘致、工業団地造成に係る取組	5
⑤ 農業	
ア 農産物のブランド化、地産地消などに係る取組	6
⑥ 防災	
ア 防災体制の充実に係る取組	7
⑦ ごみ処理	
ア ごみ処理施設に係る取組	8
⑧ その他	8
(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野	
① 公共交通	
ア 公共交通の強化に係る取組	9
② 道路等交通インフラ	
ア 道路等交通インフラの整備に係る取組	10
③ 中心市街地	
ア 中心市街地の整備に係る取組	11
イ 中心商店街の活性化に係る取組	11
④ ICTインフラ	
ア ICTインフラの整備と活用に係る取組	12
⑤ 定住及び転入	
ア 圏域への定住及び転入促進に係る取組	12
⑥ 観光イベント及び市民交流	
ア 観光イベントによる集客及び市民交流の推進に係る取組	13
⑦ 都市間交流	
ア 都市間交流の促進に係る取組	13
(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野	
① 人材育成	
ア 地域づくりに資する人材の育成に係る取組	14
② 職員の能力向上	
ア 職員の能力向上に係る取組	14

伊勢崎市定住自立圏形成方針

本市は、旧伊勢崎市の伊勢崎地域（以下「中心地域」という。）並びに旧赤堀町の赤堀地域、旧東村の東地域及び旧境町の境地域（以下「周辺地域」という。）で形成する「伊勢崎市定住自立圏」に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った本市において、中心地域と周辺地域がそれぞれの地域の特性に基づき、暮らしに必要な諸機能を「集約とネットワーク」により圏域全体で確保し、圏域のどこでも誰もが安心して「定住」できる環境を整備し、合併により生み出された連携及び交流をさらに拡大し、一体性の確保及び均衡ある発展を目指すことを目的とする。

（基本方針）

第2条 本市は、前条に規定する目的の達成のために定住自立圏を形成し、次条に規定する政策及び施策の分野の取組において中心地域及び周辺地域が相互に役割分担して連携を図り、共同し又は補完しあうこととする。

（連携する具体的事項）

第3条 中心地域及び周辺地域が相互に役割分担して連携を図り、共同し又は補完しあう政策分野は、次の各号に掲げるものとし、その取組内容及び機能分担は、当該各号に定めるものとする。

(1) 生活機能強化に係る政策分野

① 土地利用計画

ア 土地利用計画に係る取組

【取組内容】

土地利用計画については伊勢崎市都市計画マスタープラン（以下「都市マス」という。）を平成20年8月に、平成39年度を目標年次として決定した。都市マスをベースに、秩序ある土地利用の誘導、ゆとりや潤いのある居住環境の形成、商業・工業機能の誘導、中心市街地の再生に取り組むために、現在、伊勢崎都市計画区域、赤堀都市計画区域、東都市計画区域と3つある都市計画区域は、平成23年度予定の都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、都市マスで定める都市計画の再編方策に基づく都市計画区域統合の方針により統一化の方向で検討を進める。

【機能分担】

A 中心地域においては、都市マスで定める都市交流拠点、広域商業拠点、産業拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進める。

B 周辺地域の赤堀地域においては、都市マスで定める地域交流拠点、水と緑の産業交流拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進めるとともに、都市計画区域統合の方針による区域区分見直し（線引き）を実施し、まちづくりを推進する。

周辺地域の東地域においては、都市マスで定める地域交流拠点、流通拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進めるとともに、都市計画区域統合の方針による区域区分見直し（線引き）を実施し、まちづくりを推進する。

周辺地域の境地域においては、都市マスで定める地域交流拠点、歴史文化拠点などの機能の確保に向けた取り組みを進める。

② 医 療

ア 地域医療機能の高度化に係る取組

【取組内容】

伊勢崎市民病院を中心に、10病院、149一般診療所、86歯科診療所を有する本市において、安心、安全な市民生活に資するため、群馬県保健医療計画の中で医療連携体制の重要性が述べられているとおり、各医療機関が持つ得意分野や特徴的機能を充実させ、お互いの連携により良質な医療を確保する。

市内の医療機関を見ると、地勢的要件からへき地医療を除く4疾病4事業及び在宅医療に対し、がん治療の分野では、専門治療、がん診療拠点病院として伊勢崎市民病院、標準治療として3病院が対応している。脳卒中治療の分野では、脳血管障害の急性期治療、リハビリテーションから家庭復帰までの一貫治療を行う財団法人脳血管研究所美原記念病院外4病院、急性心筋梗塞治療の分野では、伊勢崎市民病院外2病院、糖尿病治療の分野では、多数の医療機関が対応している。

また、二次救急医療機関については、休日夜間急患センターの運営も行っている伊勢崎佐波医師会病院外7病院、災害拠点病院2病院、周産期医療については、協力医療機関としての伊勢崎市民病院、小児医療については、伊勢崎市民病院外1病院が開設されている。

一方、在宅医療の分野においては、内科、小児科、産婦人科を始めとする病院、各種診療所、人工透析や糖尿病等に取り組む診療所、歯科診療所等、さまざまな診療科目に対応する医療機関が開設されている。

一次医療や初期救急の分野においては、在宅医療のほか、家庭看護・福祉介護・健康増進・予防注射・健康診断などを担う、かかりつけ医の普及・促進を図る。

また、精神科医療分野においては、群馬県立精神医療センター、資生会研究所大島病院及び医療法人原会原病院が開設されている。

これらの医療機関における機能を活かし、連携を深め、医療サービスの質向上を図る。

加えて、小児科、産婦人科、循環器科等の病院勤務医師の不足に対し、女性医師確保を含め、医師・看護職員など医療従事者の人材確保を進める。

次に、病院・各診療所間の連携に向け、情報の迅速な伝達や共有化が欠かせないことから、病院における医療情報電子化事業など地域医療情報の共有化に向けて機器の高度化を図る。

【機能分担】

A 中心地域においては、群馬県保健医療計画における4疾病、へき地医療を除く4事業及び在宅医療を提供できる病院のさらなる充実を図る。

また、周産期医療・小児医療及び人工透析を担う医療機関も含め、各医療機関における専門分野などの最新情報を市民に提供し、かかりつけ医の普及・促進とともに、身近で受診しやすい各種医療機関の利用促進を図る。

B 周辺地域における人口は全人口の3割を占めているが、医療機関数においては全体の2割で、中心地域に集中している傾向となっており、特に、産婦人科を受け持つ医療機関が無いなどの特徴がある。

このことから、市民に対し、周辺地域に開設されている各種医療機関について、専門分野や特徴などの詳細な情報提供を行い、地元医療機関の利活用の促進を図る。

一方、中心地域の医療機関への交通手段として、コミュニティバス「あおぞら」の利便性の向上など利用しやすい交通環境整備を図る。

③ 教 育

ア 中等教育学校の充実に係る取組

【取組内容】

平成21年度に開校した四ツ葉学園中等教育学校は、市立では全国初の中等教育学校であり、全圏域から多くの生徒が通っている。6年間の一貫した教育により、効果的な学習に取り組める文武両道の学校として、一層の施設整備やカリキュラムの充実を図り、市民から愛されるとともに、生徒が魅力を感じ生徒に選んでもらえる充実した学校づくりを行う。

【機能分担】

A 中心地域には四ツ葉学園中等教育学校が設置されている。多くの生徒から選んでもらえる魅力ある教育を推進するために、一層の施設整備やカリキュラムの充実を図る。

B 周辺地域においては、学校のPRを積極的に行い、市民から支持され多くの生徒から選んでもらえるようにする。

地元の学校と中等教育学校それぞれの良さを明確にするとともに、互いに切磋琢磨し、本市の学校教育の質の向上を図る。

イ 特別支援学校のセンター的機能の充実に係る取組

【取組内容】

昭和33年に開校した伊勢崎養護学校は、群馬県内で初めて設置された知的障害養護学校であり、玉村町も含め全圏域から多くの児童生徒が通っている。小学部と中学部を合わせた9年間の一貫した教育により、障害のある児童生徒の社会参加・自立を目指したきめ細かな指導を行う学校として確固たる地位を築いている。

また、特別支援教育を推進する上で、市内の幼稚園、小学校、中学校に対し、専門的な助言又は援助を行う地域のセンター的役割を担う学校として今後の成果が期待される。

【機能分担】

A 中心地域には伊勢崎養護学校が設置されている。入学してくる児童生徒一人ひとりの障害に応じた教育を推進するために、施設整備や個別のカリキュラムの充実を図る。

B 周辺地域の学校園においては、特別支援教育に係る課題の解決に向けて、伊勢崎養護学校の専門的な助言又は援助を受け、学校園の特別支援教育の充実を図る。

ウ 大学等高等教育機関との連携に係る取組

【取組内容】

市内にある2つの特色ある私立の上武大学、東京福祉大学との交流連携を進め、市民にとっても、本市にとっても、大学にとってもお互いに効果的な人的資源の活用を推進する。
また、企業も含めた、産学官による共同研究、共同事業の推進を図る。

【機能分担】

A 中心地域においては、2つの大学が立地していることから、大学の人材の活用を進める。大学が実施する公開講座、イベントなどに参加し、地域に開かれた大学としての事業で交流を推進するとともに、大学生のボランティア事業への参加、教授等の各種委員への登用などマンパワー、知的資源の活用を図る。

また、企業も含めた、産学官による共同研究、共同事業の推進を図る。

B 周辺地域においては、大学が実施する公開講座、イベントなどに参加して交流を推進する。

④ 工 業

ア 企業誘致、工業団地造成に係る取組

【取組内容】

自立する経済基盤となる産業を創出し雇用を確保するため、既存工業用地への積極的な企業誘致や群馬県と連携した新たな工業団地の造成により、工業の振興を推進する。

【機能分担】

A 中心地域においては、三和工業団地の早期完売を目指すとともに、既存工場等における空き工業用地への企業誘致を促進する。

また、新たな工業団地となる（仮称）宮郷工業団地の早期完成を目指し、群馬県と連携して造成事業を推進する。

B 周辺地域においては、既存の工業団地等における空き工業用地への企業誘致を図るとともに、北関東自動車道、国道17号バイパス上武道路、国道50号など主要幹線道路の交通アクセスの優位性を活かし、物流関連産業の集積を図る。

⑤ 農 業

ア 農産物のブランド化、地産地消などに係る取組

【取組内容】

本市は、野菜等を中心に多品目栽培に取り組んでおり、その多くが群馬県の農産物ブランドである「Gブランド」に指定されていることから、PRの推進及び高付加価値化に取り組む、より一層の高品質化を推進する。

また、学校給食や直売所を中心に地産地消に取り組むとともに、関係機関、関係団体等と連携して野菜等の栽培を自ら体験出来る市民農園や地域農業を支える担い手農家の育成、生産基盤整備等を推進する。

また、市内に散見される耕作放棄地の対策としては、農業委員会と連携して農地の再生と保全に努める。

【機能分担】

A 中心地域においては、関係機関、団体等と連携して、安全で安心、新鮮な地場農産物とその加工品等の安定出荷体制の構築と販売促進に取り組む。

また、直売所をキーステーションにして、消費者と生産者が一体となった地産地消活動の推進を支援するとともに、生産基盤の整備を通じて地域農業者への支援に努める。

特に、施設野菜を主体とした園芸作物の生産拡大による農業経営の安定化への取り組みを支援する。

B 周辺地域においては、なす、きゅうり、トマト、ほうれん草などGブランド指定を受けている野菜栽培を推進し、直売所等での販売だけでなく、関係団体等との的確な連携による効率的な出荷の下で、安定した農業経営の確立を支援する。

また、集落営農組織の法人化の下で、経営の安定化に向けた農地の利用集積と規模拡大、環境保全型農業の導入を進める等、消費者と生産者との連携による一体となった地域農業づくりを推進する。

⑥ 防 災

ア 防災体制の充実に係る取組

【取組内容】

防災行政無線は、即時に市民に災害状況を伝える大変有効な手段であり、現在赤堀地域、境地域において同報系の設備が配備されている。今後は、本庁舎、消防本部ですべて制御できる同報系機能を具備した新しいデジタル移動系システムの効率的な整備を全圏域において推進する。

【機能分担】

- A 中心地域においては、本庁舎、消防本部でシステムを制御する本部としての整備を行うとともに、デジタル移動系システムを配備する。
- B 周辺地域の赤堀、境地域においては、既存システムの有効活用を図るとともに、周辺地域の東地域においては、デジタル移動系システムを配備する。

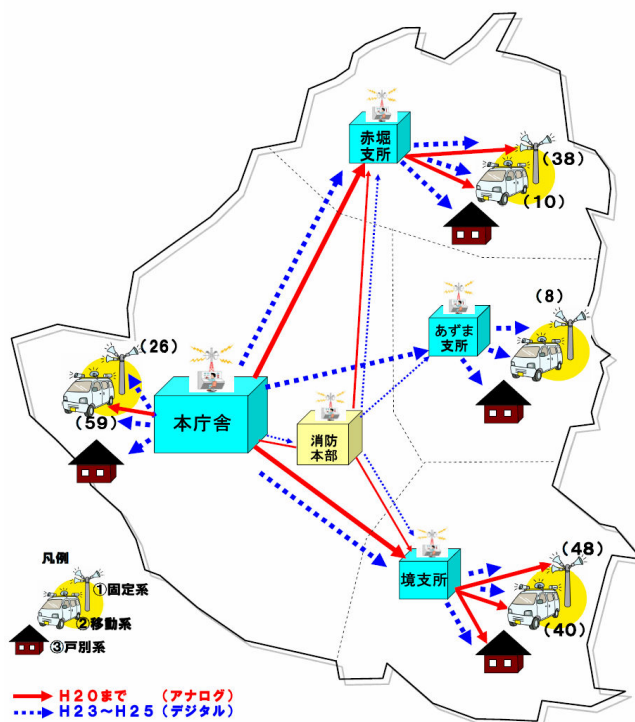
※ 同報系

市庁舎等に設置された親局を中心に、市内に点在する子局との間で、地域住民へ一斉通報ができる通信システムのこと。親局からの通報を受信する子局には、拡声器により周囲300mから500mの範囲に放送する屋外拡声器方式のものと、各戸ごとに受信機を設置する戸別受信方式がある。

※ 移動系

市庁舎等に設置された基地局と現地の移動局及び移動局相互間で通信できるシステムで、市では現在「ぼうさい伊勢崎59局」「ぼうさい赤堀10局」「ぼうさい境40局」を活用している。移動局は、緊急車に積載（車載型）、あるいは職員が携帯（携帯型、可搬型）し、移動しながら使用する。また、広報車による住民への広報活動を行う場合、市役所等から広報車への連絡等にも使用される。

概念図



⑦ ごみ処理

ア ごみ処理施設に係る取組

【取組内容】

中心地域及び東、境地域のごみは伊勢崎市清掃リサイクルセンター21で処理し、赤堀地域のごみは、桐生市清掃センターに委託し、処理する。

【機能分担】

- A 中心地域においては、伊勢崎市清掃リサイクルセンター21で赤堀地域以外のごみの焼却を行い、隣の最終処分場で埋め立てを行う。
- B 周辺地域の赤堀地域のごみは、桐生市清掃センターに委託し焼却を行う。
また、東、境地域のごみは、伊勢崎市清掃リサイクルセンター21で焼却する。

⑧ その他

上記①から⑦までに掲げる取組のほか、高齢者や障害者などの自立支援・地域福祉の充実、子育て支援の充実、幼児教育・学校教育の充実、生涯学習の振興、健康づくりの推進、スポーツ・レクリエーションの推進などの事業に取り組むものとする。

(2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

① 公共交通

ア 公共交通の強化に係る取組

【取組内容】

既存の公共交通機関である鉄道とバスの円滑な連携強化を図るとともに、各地域の実情に即し、高齢化社会にも対応した効率的で利用しやすい公共交通サービスの確保に取り組む。

また、公共交通機関の利便性の向上のため、乗り継ぎ拠点となる鉄道駅等のバリアフリー化やバスターミナル化による交通結節点機能の強化・充実を図る。

平成21年度に運行路線の見直しを実施したコミュニティバス「あおぞら」については、利用動向を分析し、市民の意見を聞くなど、必要に応じた対応を図り、地域間の交流及び福祉の増進を推進するため、効率的な路線の維持及び確保に取り組む。

また、バス事業者と連携して、市内バス路線の充実、高速バス路線の充実を図る。

【機能分担】

A 中心地域においては、圏域内の各方面からアクセス性の高いJR伊勢崎駅の改築にあわせ、乗り継ぎや利便性の向上、待合環境の向上及びバリアフリー化を目的として交通バスターミナルを再整備し、交通結節点機能の向上を図るとともにコミュニティバス「あおぞら」の利用促進を図る。

また、バス事業者と連携して停留所の確保等の支援により路線の充実を図る。

B 周辺地域においては、コミュニティバス「あおぞら」の路線の維持、確保に向け、病院など都市機能の集積がある中心地域への利用促進、地域内の利用促進を図る。

また、周辺地域の最寄駅であるJR国定駅、東武鉄道剛志駅、境町駅へのアクセスや中心地域へのアクセスの環境を向上させる。

② 道路等交通インフラ

ア 道路等交通インフラの整備に係る取組

【取組内容】

市町村合併による日常生活圏の拡大に伴い、圏域内外の往来を活発化し、往来時間を短縮する等、市民生活、産業及び経済を支える交通ネットワーク強化のため、圏域内外を結ぶ主要幹線道路、地域間を結ぶ幹線道路と地域内の生活圏相互を結ぶ生活道路など交通インフラの整備充実を図る。

【機能分担】

A 中心地域においては、圏域全体の道路ネットワーク化を目的として、国道、県道などとの連携を図り、周辺地域や圏域外からのアクセスを確保するため、国道354号バイパス東毛広域幹線道路、国道462号などの主要幹線道路や県道伊勢崎桐生線、県道伊勢崎足利線などの幹線道路の整備を促進する。

また、市道北部環状線、市道名和幹線などの整備により、道路相互の円滑な接続を図り道路機能の充実を推進し、基幹道路ネットワークを構築するほか、住民の日常生活に身近な生活道路については、安全な歩行者空間の確保を進め、幹線道路等までの円滑な接続が可能な道路環境の整備を図る。

B 周辺地域においては、圏域外や中心地域へのアクセスを確保するため、国道17号バイパス上武道路、国道50号バイパス前橋笠懸道路、上武大橋架替え、国道354号バイパス東毛広域幹線道路などの主要幹線道路や外環状道路などの幹線道路の整備促進により、道路相互の円滑な接続を図り道路機能の充実を推進するほか、住民の日常生活に身近な生活道路については、安全な歩行者空間の確保を進め、幹線道路等までの円滑な接続が可能な道路環境の整備を図る。

③ 中心市街地

ア 中心市街地の整備に係る取組

【取組内容】

圏域全体を見据えた利便性の高い都市づくりを行うため、鉄道連続立体交差事業にあわせ、伊勢崎駅周辺の土地区画整理事業等の都市基盤整備により、伊勢崎駅前広場での交通結節点機能を高めるとともに、中心市街地の都市機能の増進及び土地利用の向上を図る。

また、中心地域が有する既存の都市機能の集積を活かし、地域間の適切な機能分担と、それらが連携する一体的な都市づくりを推進する。

【機能分担】

A 中心地域においては、市民が利便性を感じることができるよう、圏域内の各方面からのアクセス性が高い伊勢崎駅を中心に、民間活力の導入による土地の高度利用を促進する。

また、交通結節点機能の一層の強化を図り、より高度なサービスを提供できる地域を目指す。

B 周辺地域においては、中心地域との交通アクセスの向上を図るため、国道、県道と連携した道路ネットワーク化を推進するほか、広域移動を担う路線バス、コミュニティバス「あおぞら」の維持・確保により交通弱者の中心地域への交通手段を確保する。

イ 中心商店街の活性化に係る取組

【取組内容】

日常生活に欠くことのできない商店街の活性化を図るため、コミュニティの場として商店街づくりを促進する。

特に、伊勢崎駅周辺や境町駅周辺などの特色ある地域資源の活用を図りながら、まちづくり活動と一体化した取り組みを進める。

【機能分担】

A 中心地域においては、本町通りなどの商店街のまちづくり活動を支援する。

B 周辺地域の境地域においては、国道354号沿線商店街などの活性化を支援する。

④ ICTインフラ

ア ICTインフラの整備と活用に係る取組

【取組内容】

本市では「伊勢崎市IT推進基本計画」に基づき情報化施策を実施しており、周辺地域における条件不利地域のデジタル・ディバイドは、民間通信事業者とともにADSLを全圏域、光ファイバーを一部地域を残してインフラ整備を促進したことにより、概ね解消された。しかし、携帯電話の弱電波地域があることから、さらなる整備を促進する。

また、市民がICTの利便性を最大限享受できるよう、行政情報のネットワーク利用を進める。

【機能分担】

A 中心地域においては、ネットワーク化された行政情報の利活用を促進するとともに電線類地中化工事での大容量高速回線の敷設などの整備を促進する。

特に、行政情報のうち安心安全に係る災害、火災、防犯情報などを希望者にメール配信するシステムづくりを進めるとともに、多くの市民が登録できる環境づくりを進める。

B 周辺地域においては、光ファイバー一部未接続地域への普及の促進を行うとともに、ネットワーク化された行政情報の利活用を促進する。

特に、行政情報のうち安心安全に係る災害、火災、防犯情報などを希望者にメール配信するシステムづくりを進めるとともに、多くの市民が登録できる環境づくりを進める。

※ ICT=Information and Communication Technologyの略。

「情報通信技術」と和訳され、IT（情報技術）に替わる表現として使われている。

⑤ 定住及び転入

ア 圏域への定住及び転入促進に係る取組

【取組内容】

群馬県内どこでも通勤でき、東京へも通勤可能な本市のメリットを市ホームページや広報紙等の活用により情報発信するとともに、区画整理事業のさらなる進展や住環境整備の進展により圏域への定住及び転入を促進する。

【機能分担】

A 中心地域においては、区画整理事業の進展を図ることにより道路、公共下水道事業など基盤整備事業を推進し、住宅地の増加を図るとともに、群馬県内どこでも通勤できる本市のメリットを情報発信する。

B 周辺地域においては、道路、公共下水道事業など住環境整備を推進する。

⑥ 観光イベント及び市民交流

ア 観光イベントによる集客及び市民交流の推進に係る取組

【取組内容】

J R 東日本と群馬県が平成 23 年度に実施する群馬デスティネーションキャンペーンを契機として、圏域内の主要な観光資源である華蔵寺公園遊園地、各地域の花、歴史資産、川などを活用したイベントや地域の祭りなどの P R を実施するとともに、新たに交流体験型事業を実施し、観光事業を充実させる。

また、各地域の祭りなどのイベントも圏域内での回遊性を向上させ地域交流を推進させる。

【機能分担】

A 中心地域においては、観光の玄関口である伊勢崎駅などの観光案内情報を充実し、全圏域の観光 P R 活動を推進するとともに華蔵寺公園遊園地の誘客活動を推進する。

また、いせさきまつりやいせさき七夕まつりなどのイベントにより地域交流を推進する。

B 周辺地域の赤堀地域においては、あかぼり蓮園まつり、花しょうぶ園まつり、あかぼり小菊の里まつりなど花に関するイベントの開催により、圏域内外からの集客を図るとともに、赤堀夏まつり、櫛祭あかぼりなどのイベントにより地域交流を推進する。

周辺地域の東地域においては、小泉コスモスまつりなど花に関するイベントの開催により集客を図るとともに、あずま夏まつり、あずま産業祭などのイベントにより地域交流を推進する。

周辺地域の境地域においては、島村渡船フェスタなど川に関するイベントの開催により、圏域内外からの集客を図るとともに、境ふるさとまつり、境産業祭などのイベントにより地域交流を推進する。

⑦ 都市間交流

ア 都市間交流の促進に係る取組

【取組内容】

都市の総合的な活力や魅力を高めるため、隣接する前橋市、高崎市、太田市、桐生市、埼玉県本庄市、深谷市、東京都台東区の浅草地区との交流を推進し、多くの市民の交流を促進する。

【機能分担】

A 中心地域においては、交流の拠点となる緋の郷やスポーツ施設における交流事業に、多くの市民が参加し、交流を深めるとともに、隣接市町村の交流事業にも参加する。

B 周辺地域においては、交流事業に多くの市民が参加し、交流を深める。

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

① 人材育成

ア 地域づくりに資する人材の育成に係る取組

【取組内容】

本市の有する自然、歴史、伝統、文化などの地域資源を活かしながら、地域づくりを担う人材と組織の育成に努め、併せて地域の人材やまちづくり団体、ボランティア団体及びNPO等の組織を積極的に活用したまちづくりを推進する。

また、住民による地域情報の収集と発信・活用のサイクルを構築し、情報発信力を有する多様な人材と組織の育成を行う。

【機能分担】

A 中心地域においては、地域づくりを担う人材や組織などの発掘、育成、連携を推進するとともに地域の事業での活用を図る。

また、参加者がお互いの経験や知恵を引き出し合い、ともに活かす情報の収集と交換が活発に行われる地域コミュニティサイトの構築、運営を図る。

B 周辺地域においては、各地域で開催される講座やサークル活動に参加し、地域のことを知り、学び、お互いに教え合い、地域の個性や文化など新たな情報を発信する人材の育成を図るとともに、構築された人や組織のネットワークを活用する。

② 職員の能力向上

ア 職員の能力向上に係る取組

【取組内容】

市民ニーズの多様化、増大を背景に、職員のスキルアップの必要性が高まっていることから、研修機関での研修や専門の外部講師への委託など職員の研修体制を充実する。

また、自治大学校や市町村アカデミーへの派遣研修によるスキルアップを目指す。

【機能分担】

中心地域、周辺地域の区別なく、本庁及び支所職員のスキルアップなど、技術の習得を図るとともに、接遇研修により窓口サービスの一層の充実を図る。